

健康保険制度について

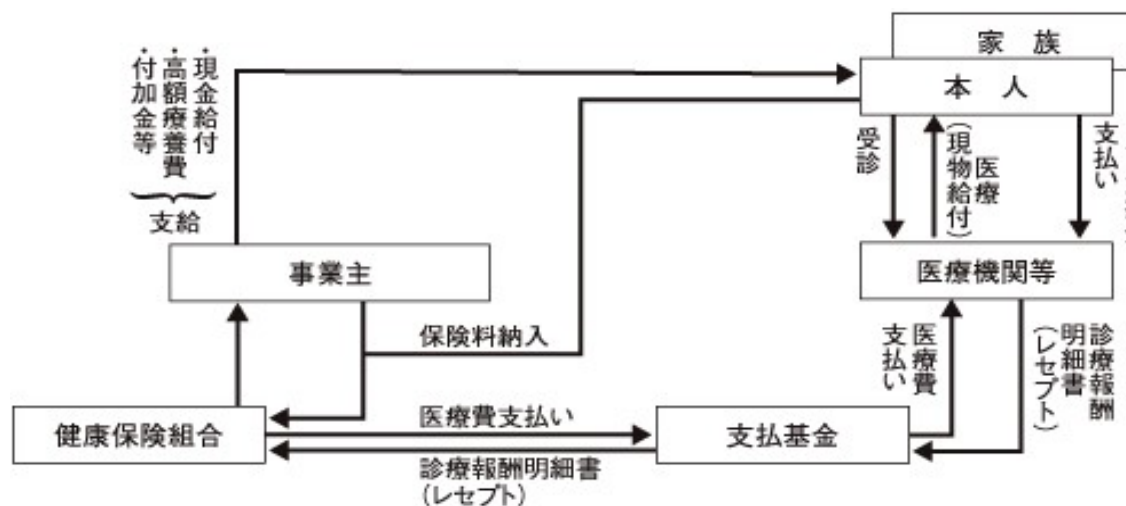
健康保険制度は、被保険者の皆さまと会社が健康保険料をそれぞれ負担しあい、予期せぬ病気やケガあるいは休業、出産や死亡などのときに、被保険者に代わり必要な医療や窓口で支払った金額の一部を払い戻すなど日常生活の不安を取り除くため、**相互扶助の精神**のもとに生まれた制度です。

病気になったとき

●医療費の流れ

保険証で診療を受けると、健康保険組合では医療費・食事療養費等を医療機関に支払い、請求に基づき高額療養費・付加金等を被保険者（本人）に支給します。

医療費の流れは以下のとおりです。



保険給付の時効：健康保険法第 193 条（時効）

保険給付の時効は **2 年間**です。

現金給付（傷病手当金、出産育児一時金等）はその権利を失います。

○高額療養費、合算高額療養費

医療費自己負担分が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合に、限度額を超えた分は高額療養費として還付されます。

標準報酬月額	自己負担限度額	多数該当の場合
83 万円以上	252,600 円+（医療費－842,000 円）×1%	140,100 円
53 万～79 万円	167,400 円+（医療費－558,000 円）×1%	93,000 円
28 万～50 万円	80,100 円+（医療費－267,000 円）×1%	44,400 円
26 万円以下	57,600 円	44,400 円
低所得者	35,400 円	24,600 円

この度の協会けんぽからの移管にあたり、多数該当は第 1 回目の自己負担限度額にリセットされるために足切り額が変わるものが発生します。

● 限度額適用認定証の発行（窓口での患者自己負担の軽減制度です）

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日交付	
被保険者	記号 番号
氏名	男女
生年月日	大正・昭和 年 月 日
適用対象者	氏名
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
発効年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
保 険 者	所在地
保険番号	
名 称 及び印	

自己負担限度額には所得による複数の区分があることから、医療機関の窓口でその区分を明らかにするため、被保険者が事前の申請を行うことにより「健康保険限度額適用認定証」を交付いたします。

入院の際にはこの認定証を医療機関の窓口に提出して、高額療養費の現物給付を受けることになります。

※iDA 健康保険組合では「高額療養費の自動払い制度」を実施していますので、仮に認定証を窓口で提示しなくても、従来通り医療費の 3 割を支払えば請求申請をしなくても高額療養費が後日払い戻しされます。

●療養費支給申請書

やむを得ない事情で現物給付を受けることが困難の場合は、費用を一時立て替え払いし、後で請求することにより、健保組合から払い戻しを受けることができます。

立替払い	やむを得ず自費で受診した医療費が請求できます。
治療用装具	コルセット作成、小児弱視メガネの作成等の場合に請求できます。
海外療養費	海外で医療を受けた金額の一部が支給されます。
柔道整復師の治療	受領委任契約をむすんでいる場合や医師の同意があるものが請求できます。
鍼灸治療	医学的に治療効果が期待でき健保が認めたものが請求できます。

会社を休んだとき

○傷病手当金

被保険者（本人）が業務外の病気やケガのため会社を休み、給与が支給されないときは、標準報酬日額の3分の2が支給されます。

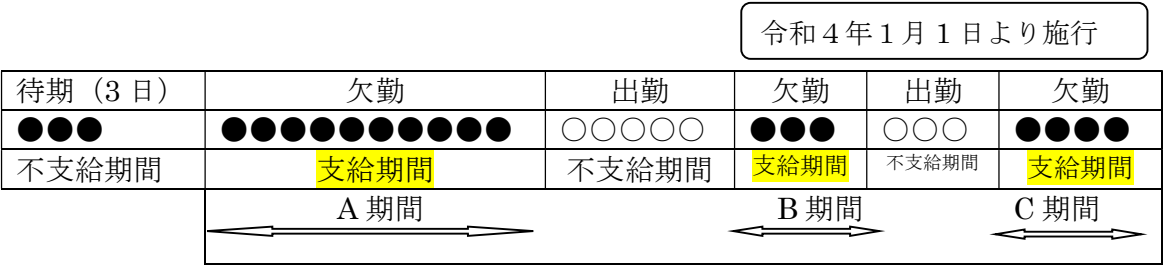
傷病手当金の支給を受けるための要件

① 病気やケガで療養中であること。

業務外の事情による病気やケガで治療中であることが条件ですが自宅療養も認めます。

② 連続4日以上仕事を休むこと。

上記①、②の状態が3日連続（待期）していることが必要で、4日目から最長で1年6ヵ月の間受けられます。



※消滅時効2年。

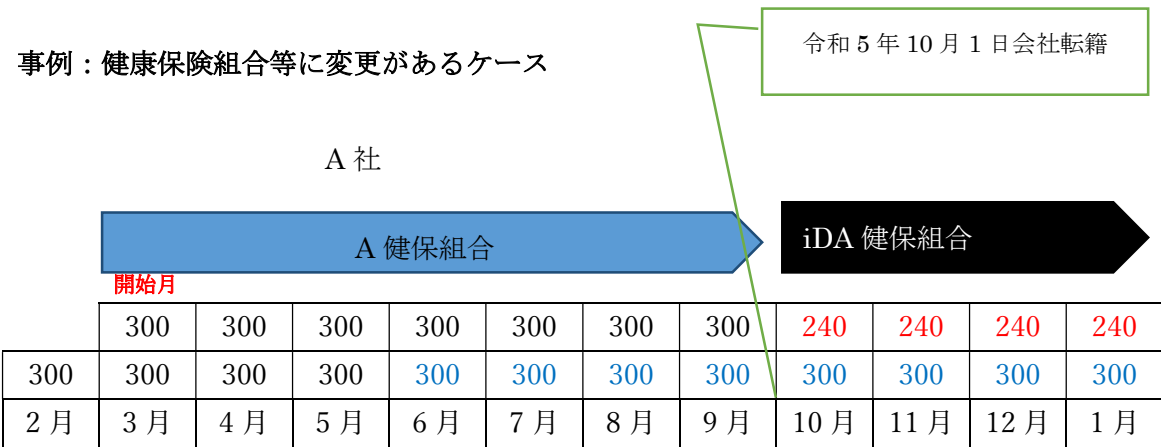
※A 期間+B 期間+C 期間＝1年6ヵ月と通算化

傷病手当金を受けている間に健康保険組合が変わってしまった場合の取扱い

Q. 私は、傷病手当金の支給を始めた日以降に会社が合併をして同一の傷病について新たに加入した健康保険組合から傷病手当金の支給を受けることになりました。新たに加入した健康保険組合では傷病手当金の額が変わるのでしょうか。

A. 「支給を始める日」は医療保険者ごとに決まるものですから、健康保険組合の異動があれば、新たに加入した健康保険組合において傷病手当金の額が再度計算しなおされます。被保険者資格の喪失及び取得により健康保険組合等を異動する場合に限らず、事業所の編入により健康保険組合等を異動する場合も同様です。

事例：健康保険組合等に変更があるケース



※合併により傷病手当金の支給額が異なる

※1 段目が傷病手当金の支給の基礎となる 12 か月の平均額（240 千円）

※2 段目が標準報酬月額（300 千円）

◎iDA 健康保険組合においては、標準報酬月額が定められた期間が 12 ヶ月に満たないため、平成 28 年 4 月改正健保法 99 条 2 項ただし書きの規定により、300 千円と 240 千円を比較し、少ない方の額である 240 千円となります。

出産したとき

○出産育児一時金

一児につき 500,000 円、（本人・家族）出産育児付加金 30,000 円

※出産育児付加金は、iDA 健保独自の給付です。

○出産手当金

正常な出産には健康保険が使えません。そのかわり出産で会社を休み、その間給与が支給されなかった期間に対して標準報酬日額の 3 分の 2に相当する額が支給されます。

※出産手当金も傷病手当金支給条件同様に平成 28 年 4 月改正健保法 99 条 2 項ただし書きの規定により、300 千円と 240 千円を比較し少ない方の額 240 千円が適用されます。

○支給期間は出産日を起点として、

□産前：単胎妊娠 出産日まで 42 日間

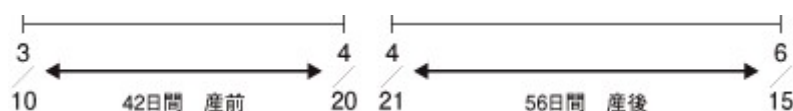
(予定日より出産が遅れた場合はその日数を加算)

：多胎妊娠 出産日まで 98 日間

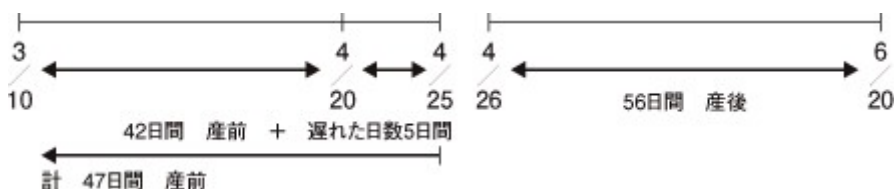
(予定日より出産が遅れた場合はその日数を加算)

□産後：出産日の翌日から 56 日間

[例 1] 4 月 20 日に予定通り出産した場合 支給日数計 98 日間



[例 2] 4 月 20 日が出産予定日で 4 月 25 日に出産した場合 支給日数計 103 日間



予定日よりも出産が早まった場合には、早まった日数分が「産前」の産休期間から差し引かれます。

ただし、何らかの理由により、産休開始以前も就労していない場合で給与の支給がなく、出産が予定日より早まった場合には、早まった日数分も支給されます。

○移送したとき

移送費（家族移送費）

医師の指示等により患者を移送した場合、その費用を支給します。自己都合によるものは対象外です。

○死亡したとき

埋葬料（費）、家族埋葬料（費）

被保険者、被扶養者ともに **50,000 円**が支給されます。

※「埋葬料請求書」に死亡診断書または埋葬許可書を添えて提出する。なお、埋葬費の請求の場合はさらに埋葬にかかった費用の領収書を添付する。

※令和 6 年度の給付基準及び保険料率等が、変更することもありますのでご承知おきの程お願いします。